

TEL 095-825-1132

FAX 095-827-3658

E-mail info@nagatakaikei.co.jp

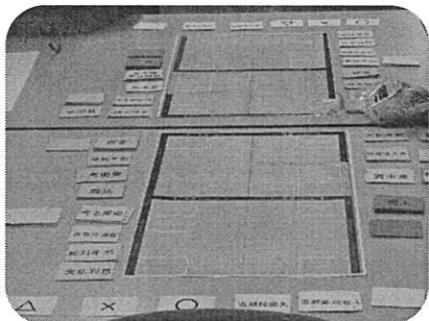
URL <http://www.nagatakaikei.co.jp/>



第3回 経営者研究会



去る6月13日水曜日、弊社4階セミナー室において第三回経営者研究会を開催しました。今回のテーマは会計体験ビジネスゲーム。参加者同士がチームとなり、会社経営を疑似体験できるビジネスゲームをしていただき、会社が儲かったり、資金繰りのための借入をしたりと大いに盛り上がり、参加者の皆様からは、楽しく簿記の仕組みを勉強できたとのお声をいただきました。



資金繰り & 銀行対応セミナー



去る6月21日木曜日、弊社4階セミナー室において資金繰り&銀行対応セミナーを開催しました。今回は初級編として、「資金繰りの基礎知識」と「銀行対応の基礎知識」をテーマにしました。当日は、新規に取引を開始する上での注意点、銀行の格付けを意識し普段から法令に準拠した月次決算書を作成する必要性、銀行担当者へ普段から会社の状況などを報告し、融資が必要な時にはなるべく早く対応してもらえる状況にしておくことの重要性など、ポイントを丁寧に解説しました。受講された皆様には、資金繰り表を普段から作成・活用し、余裕を持った資金繰りを行うことの必要性をご理解いただけたと思います。多くの方から分かりやすかったとのお声をいただきました。

ご参加いただいた皆様、
誠にありがとうございました！



親族へ給与を支払う場合(医療法人編)

税法上適正な額かどうかについては、大抵は同業他法人の平均値を参考にされます。もちろん、その方が担う役割、業務内容、勤務時間など様々な要素が絡み合うため、一概に平均値より突出しているからといって、即認められないとも言い切れませんが、平均値より突出していると目につけられやすいですし、否認されやすくなります。そのため、親族に対して支払う給与の額については、他者へ支払う額よりもより厳密に、かつ、慎重に検討しなければなりません。

親族へ支払う給与



医療法人は法人格であり人ではないため、親族へ支払う給与というのは、何を指すかといえば、オーナー（理事長）の親族を指します。ほとんどの医療法人の場合はオーナー＝理事長であることから、ここでは、オーナー＝理事長としてお話していきたいと思います。

理事長の親族への給与の支払いは、法人格である医療法人からの支払いであるため、個人事業者の取扱いとは異なり、理事長との生活の一の有無（財布が一緒かどうか）に関係なく、原則として経費となります。しかし、その給与が労働の対価として相当であると認められない場合には、否認対象になります。

また、親族とは関係ありませんが、極まれに自宅の家政婦を医療法人の従業員とし、家政婦への給与を医療法人から支払っている場合がありますが、これは完全に否認対象となります。調査では、従業員の勤務状況やタイムカードの提出等で確認されます。こういう行為は慎みましょう。

親族が理事となる場合

さて、医療法人は役員として理事を置かなければなりません。理事の人数は、特例を除き、最低3名必要です。医療法人の理事数は定款に記載していることから、定款に記載されている人数分置くことが要求されます。

たとえば、理事の数が3名以上と医療法人の定款に定められている医療法人で、理事長となる院長、院長の奥様、院長の家族1名が理事である、という話はよくある話です。

理事に関してよく受けるのは「未成年者である子供を理事にすることはできますか？」という質問です。

この場合、理事には欠格事由がありますので、これに該当しなければ、医療法上は、理事となることは可能です。ただし、医療法人運営管理指導要綱によれば「実際に法人運営に参画できないものが名目的に選任されていることは適当でないこと。」と記載されていることから、未成年者を理事に就任させたい場合には、必ず管轄する都道府県（厚生局）へ事前照会することをお勧めします。

